

さぬき市子ども読書活動推進計画

平成28年3月

さぬき市

はじめに

さぬき市の教育大綱理念は、『人と人、過去と未来をつなぐため、人間としての根っこを育て、多彩な「さぬきびと」を育みます。』であり、その基本的な考え方の一つに『「生きる力」を身に付け、自らが学び続けるまちづくり』を挙げています。

人が人間としての根っこを持ち、生きる力を身に付けて学び続ける人生を歩むためには、豊かな感性と健康な心身をもつことが必要不可欠なことであると考えられます。その基盤には、言葉を使いこなす言語能力と言語で思考を深める内言語によって鍛錬され豊かに耕された思考力があるとされています。読書によってこれらの言語能力を磨き鍛えることで、多種多様な間接体験をすることができ、自分の経験を増やすことが可能になり、逞しく生きる力をもった人に成長するものと考えます。

今後、未来に向かって雄々しく羽ばたき活躍する子どもたちにとって、他人を思いやる心や感動する心を育み、逞しく問題解決に挑む精神や能力を高め、豊かで力強い心を培うことは、非常に重要なことです。読書は、先人や同時代の人とのコミュニケーションの場であり、未知の世界への道案内ともなるなど、自分の頭で考え抜く訓練の機会を与えてくれます。また、読書は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、想像力を豊かなものにし、人生をよりよく生きる上で欠くことができないものであり、大人になっても人生をどう生きるかについての示唆を与えてくれるものだと思います。

さぬき市では、子どもたちが読書に親しめるようになることを願い、「子ども読書活動推進会議」を立ち上げています。この度、読書活動に関するアンケート調査を実施し、その結果と委員の方々のご意見をもとに、「さぬき市子ども読書活動推進計画」を策定しました。この計画は、第一期（平成17年度～平成21年度）、第二期（平成22年度～平成26年度）に続いての第三期5年間の計画となります。

今後も子どもたちの実態を見ながら適宜修正を加えつつ計画に沿って実践を推進したいと考えております。

一人でも多くの子どもたちが、読書の楽しさに目覚め、一冊でも多くの良い本と出合えるよう、学校、図書館、民間団体等が連携を深め、家庭へも働きかけつつ、子どもの読書活動を一層充実させていただきようをお願いいたします。

最後になりましたが、計画策定にご尽力いただきましたさぬき市子ども読書活動推進会議委員の方々に深甚より感謝を申し上げます。

平成28年3月

さぬき市教育委員会教育長 安藤正倫

目 次

第1章	子どもの読書活動推進計画の策定にあたって	
1	計画の趣旨	1
2	計画の基本方針	1
3	計画の施策体系	2
4	計画の期間	2
第2章	前計画における取り組み状況	
1	家庭における読書活動の推進	3
2	学校等における読書活動の推進	4
3	図書館における読書活動の推進	4
4	関係機関・団体等の連携・協力	5
5	啓発事業	5
第3章	子どもの読書活動推進のための具体的施策	
1	家庭、学校、地域等における子どもの読書活動の推進	
(1)	家庭における読書活動の推進	6
(2)	学校における読書活動の推進	7
(3)	保育所・保育園、幼稚園における読書活動の推進	7
(4)	図書館、地域等における読書活動の推進	8
2	読書環境の整備と充実	
(1)	学校図書館の整備・充実	9
(2)	市立図書館の整備・充実	10
3	関係機関・団体の連携と協力	
(1)	学校図書館への支援・協力	11
(2)	保育所・保育園、幼稚園、児童館への協力	12
(3)	各種民間団体との連携	12
4	啓発・広報活動	
(1)	啓発事業の開催	13
(2)	広報活動の推進	13
第4章	読書活動推進計画の管理と今後の取り組み	
1	読書活動推進体制の進行管理	14
2	財政上の措置	14
参考資料		
1	さぬき市子ども読書活動推進計画の見直しに係るアンケート調査結果	15
2	子どもの読書活動の推進に関する法律	21
3	さぬき市子ども読書活動推進会議設置要綱	23
4	さぬき市子ども読書活動推進会議委員名簿	24

第1章 子どもの読書活動推進計画の策定に当たって

1 計画の趣旨

読書に関する国を挙げての取組の一つとして、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が平成13年12月に施行され、この法律に基づき本市において、平成17年3月に「さぬき市子ども読書活動推進計画」が策定されました。

推進計画に基づき、本市では、家庭、地域、学校、図書館など社会全体で子どもの読書活動を推進するための様々な取組に努めてきました。

しかし、平成26年10月に行ったアンケートでは、本を読むことが「好き」、又は「どちらかといえば好き」を選んだ子どもは、ほぼ全ての年代で50%以上となっていますが、家で読書を月1回以上行っている子どもの割合は全ての年代で減少するという、残念な結果が表れています。

本計画は、これまでの取組の成果と反省を踏まえ、子どもの読書活動を推進するために、本市における子どもの読書活動推進に当たっての方針を示し、関連する施策を総合的に取り組むための計画として策定するものです。

また、「さぬき市総合計画基本計画」の分野別計画である「さぬき市教育施策」及び「さぬき市生涯学習基本計画」に基づく、読書活動に関わる分野別計画として具体的施策を示すものです。

2 計画の基本方針

子どもが本と出合うことにより豊かな心を育み、また情報を読み解く読解力を身に付けることは、生涯にわたって学び考え、自立して生きる力をもつ助けとなります。

本市における実態を踏まえた上で、市民一人一人が子どものための読書活動推進に自主的に取り組むことができるよう、次のことを基本方針として取り組みます。

(1) 子どもが読書に親しめる機会の提供と読書環境の整備

子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、発達段階に応じた読書に親しめる機会の提供と読書環境の整備を図ります。

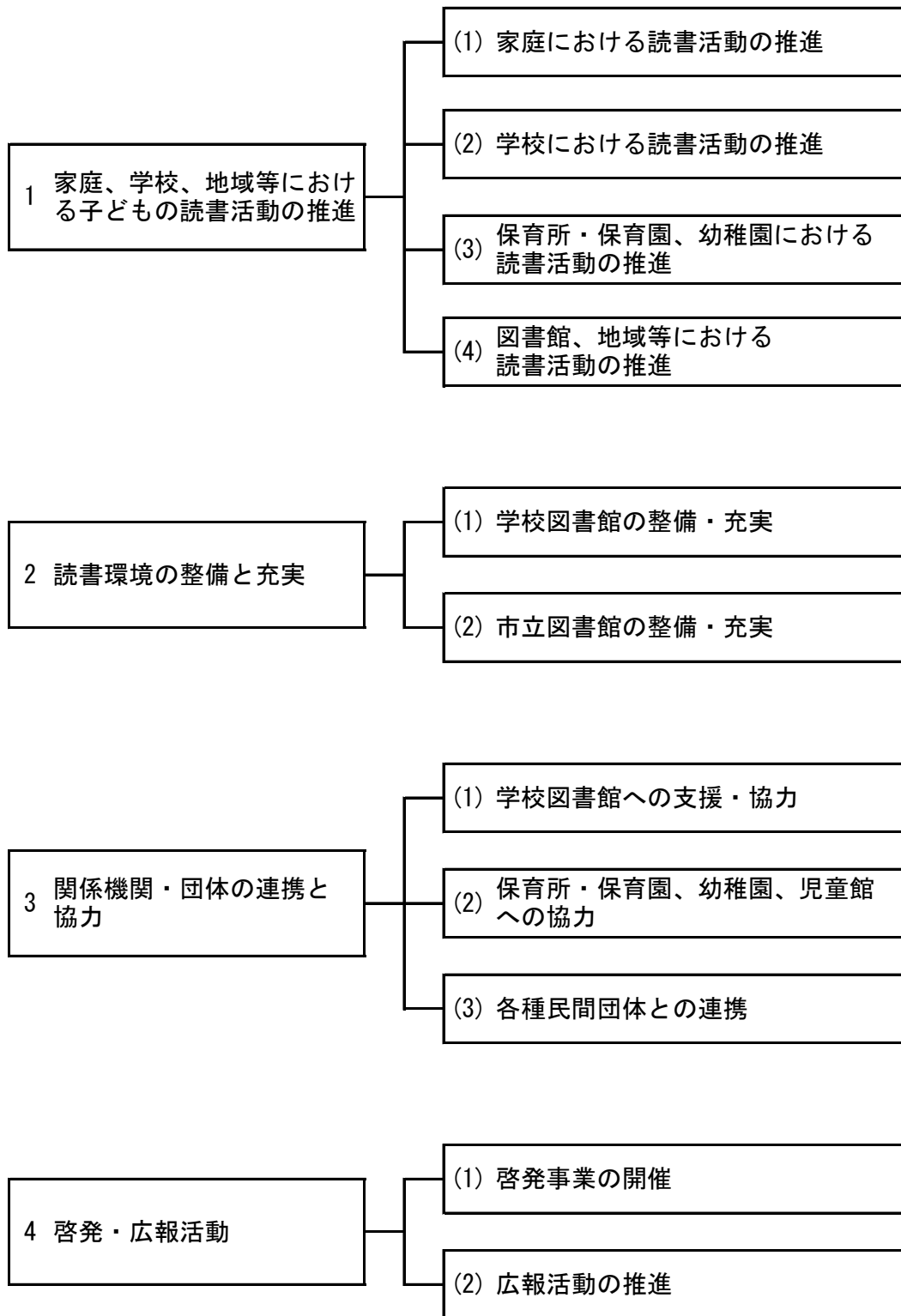
(2) 子どもを取り巻く社会全体での取組の推進

家庭、地域、学校等が互いに連携できるよう、協力体制の整備や、相互の情報交換を行うことにより、子どもの読書活動の推進に社会全体で取り組めるよう努めます。また、地域の人材の育成と活用を図ります。

(3) 子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

子どもの読書の意義や重要性について、市民への理解と関心を深めるため、広く啓発活動を進めます。

3 計画の施策体系



4 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とし、5年間経過後に社会変化等、時代のニーズに合わせて見直すものとします。

第2章 前計画における取組状況

1 家庭における読書活動の推進

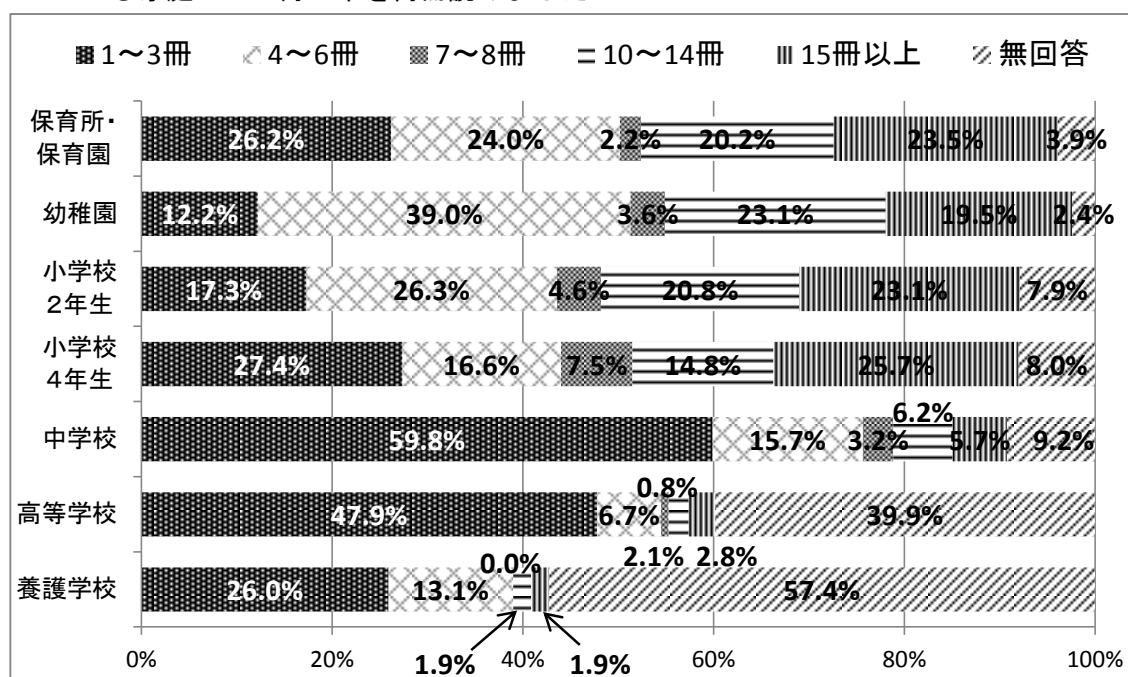
○家庭で読書を月1回以上行っている子どもの割合

	平成16年度	平成21年度	平成26年度
保育所・保育園	97.4%	98.5%	96.1%
幼稚園	99.1%	98.8%	97.6%
小学校2年生	97.4%	99.1%	92.1%
小学校4年生	98.7%	98.5%	92.0%
中学校	96.8%	96.2%	91.0%
高等学校	89.7%	81.4%	60.1%
養護学校	75.3%	74.7%	42.6%

・家庭で読書する子どもは、全ての年代で減少していますが、とりわけ高等学校と養護学校で大きく割合が減っています。

・平成20年7月にスマートフォンが発売されたこと、また平成23年6月に無料通話アプリケーション「LINE（ライン）」が登場したことで携帯電話でのコミュニケーションがより簡単になったこと、その他、スマートフォンで遊べるゲーム等が若い世代で流行していることが、子どもの読書活動の減少に関係している可能性があります。

○家庭で1か月に本を何冊読みましたか



・年齢が上がるにつれて、読んだ冊数が減っています。

・小・中学生で身に付いた読書習慣が、高校生になっても続くような取組が必要です。

2 学校等における読書活動の推進

○読書機会の提供

小学校、中学校、高等学校、養護学校の全ての学校で一斉読書が行われています。これにより1か月に1冊も本を読まない子どもの割合は0%となっています。

○「学校図書館図書標準^{*1}」を達成している学校の割合

小学校	100.0%
中学校	100.0%

- ・学校図書館図書標準を達成しているものの、除架や除籍等手入れがなされていないため、古い蔵書の多い学校図書館もあります。人的体制を確立し、学校図書標準の達成を維持するとともに、蔵書の整備を進めます。

3 図書館における読書活動の推進

○児童書貸出冊数の推移 (冊)

年度	志度	寒川	合計
17	48,384	21,174	69,558
18	51,122	24,980	76,102
19	55,230	26,449	81,679
20	59,947	28,606	88,553
21	52,795	32,660	85,455
22	54,804	32,575	87,379
23	55,394	28,820	84,214
24	53,125	30,877	84,002
25	49,334	29,747	79,081
26	43,922	33,559	77,481

- ・児童書の貸出冊数は、志度図書館では平成20年度まで増加していましたがその後は減少傾向にあり、寒川図書館では平成21年度まで増加していましたが、その後は増えたり、減ったりしています。

○図書館からの情報提供

平成19年度に開設された図書館のホームページでは、子ども用の蔵書検索ページを設け、マウス操作だけで資料を探せるなど、子どもにも簡単に使えるようにしています。

また、小学校へは、図書館の新书推荐する『こんな本あったよ』というポスターの毎月配布を始めました。中学校へは、『図書館に行こう！新刊はこんな本』というポスターの年4回配布を始めました。

*1 学校図書館図書標準

公立の義務教育諸学校において学校図書館の図書の整備を図る際の目標として、学校規模に応じた標準冊数を定めたもの

4 関係機関・団体等の連携・協力

○学校等と図書館の連携

小・中学校については、前計画で作成した学校図書館を支援するシステムにより、学校からの依頼で、資料の調査と貸出しを行いました。

保育所・保育園、幼稚園、児童館については、毎月の団体貸出による読書機会の提供や図書館職員による読み聞かせなどを行いました。

- ・学校図書館支援サービスの周知と幅広い実施は、継続して必要です。
- ・読書活動を行う民間の団体やボランティア団体が情報交換できる場を提供し、ボランティアの育成・資質向上のための研修の実施が必要です。

5 啓発事業

○読書活動啓発事業の実施

学校等では、学校図書館支援員や図書館ボランティアと、読み聞かせなどで図書を活用した学習を行いました。また、保護者に対し読書の大切さを伝える啓発を行いました。

図書館では、おはなし会やクラフト教室、茶道体験、季節のイベント等の児童を対象とした催しで、子どもと本を結び付ける事業を行いました。

地域では、読み聞かせに出向いたり、おはなし会を開いたり、子どもの読書活動に関する講演会を開くなどの啓発事業が行われました。

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的施策

1 家庭、学校、地域等における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭における読書活動の推進

【現状と課題】

家庭は子どもが初めて本に出会う場所です。親子で読み聞かせを楽しむことや、生活の中にいつでも読める本がある環境は、子どもが読書習慣を身に付ける大きな助けとなります。

平成26年10月に行ったアンケートでの「家庭で、お子さんに絵本の読み聞かせをしている保護者の割合」は、保育所・保育園で86.0パーセント、幼稚園で90.9パーセントとなっています。平成21年5月に行ったアンケートでの「1か月間に家庭で子どもに本を読み聞かせたり、一緒に読書の時間をもったりした保護者の割合」は、保育所・保育園、幼稚園では96.1パーセントでした。2つのアンケートは質問内容が異なるため、単純に比較できませんが、約5年前と比べると、家庭における子どもの読書活動は低下の傾向にあるようです。

前回の計画策定時よりも一層、保護者と子どもが積極的に本に触れ合う機会を持つ取組、また、子どもが読書活動を行うことの大切さを理解できるような取組を行う必要があります。

【計画】

① 家庭で読書に親しむ機会の充実

「23が60読書運動^{*2}」などの実施により、子どもの読書活動の意義や大切さについて保護者への呼びかけを行い、子どもの読書の機会が充実されるよう理解を促します。

② ブックスタート事業の充実

3～4か月児健康診査に参加された全ての赤ちゃんと保護者を対象に、絵本の楽しさや子育て支援のメッセージを伝えながら、絵本を手渡すブックスタート事業の充実を図り、絵本を通じて親子がゆったり温かな時間を持つきっかけづくりを行います。

^{*2} 23が60読書運動

毎月23日を含む週を「23が60家庭読書週間」と位置づけ、家族と一緒にその1週間に合計60分以上を目標に読書活動に取り組む運動

(2) 学校における読書活動の推進

【現状と課題】

小・中学校では各教科や特別活動等の時間を通じて、児童生徒の調べ学習などの学習活動が展開されており、学校図書館を活用した自主的な学びの充実が課題の一つとなっています。

平成26年10月に行ったアンケートの「どうすれば、あなたはもっと本を読みたくになりますか」という設問に対して、回答の1位が「親や先生、友だちなどにおもしろい本を紹介してほしい」34.0パーセント、2位が「学校で読書の時間を増やしてほしい」33.0パーセントでした。3位以下は大きく割合を減らし、3位「学校の図書室を利用しやすくする」16.5パーセント、4位が「さぬき市の図書館を使いやすくする」10.8パーセントとなっています。

さぬき市の小中学生は、読書の楽しさを求めつつも、ゲームや携帯電話等からのあふれる情報の中で、どんな本を選べばよいのか分からず迷っているようです。

子どもたちが進んで読書を楽しみ、読書習慣を身に付けるには、その前段階として保護者や先生から、従来よりも積極的におすすめの本を紹介をするなど、きっかけを作る必要があります。

【計画】

① 読書習慣の確立

引き続き、朝の読書活動を市内全ての学校において行い、読書習慣が身に付くよう促します。

② 読書指導の充実

読み聞かせ等を行ったり、話題の本の紹介や推薦本のコーナーを設けたりするなど、児童生徒の興味や関心を喚起するよう工夫し、また図書館利用についての指導や図書委員会活動を活性化するための取組を行います。

③ 読書に対し特別な支援の必要な子どもへの読書活動の推進

様々な理由により読書の困難な子どもが、発達や障がいに応じた選書や読書環境の整備、視聴覚機器の活用等により、豊かな読書活動を行えるよう読書活動の推進を図ります。

(3) 保育所・保育園、幼稚園における読書活動の推進

【現状と課題】

保育所・保育園、幼稚園においても、保育者やボランティア等による読み聞かせや推薦図書の紹介など子どもの発達段階に応じて様々な読書活動が行われており、本と子どもの出会いの場となっています。

保育者と保護者が読書への理解を深めたり、保護者が絵本の選び方や読み聞かせ

などについて保育者に気軽に相談できたりする環境づくりが大切です。また、施設では貸出しも行っているため、資料の不足や傷んだ本の修繕が問題です。

【計画】

① 本に親しむ環境整備

子どもが遊びの中で自然に本に親しんだり、本の楽しさを知ったりすることができるよう、発達段階や年齢に合った推薦図書を紹介したり、絵本のコーナーを作ったりするなどの工夫を行います。

引き続き、職員や地域のボランティアによる読み聞かせなどを行い、読書環境の整備に努めます。

② 職員や保護者の読書活動への理解を図る活動

子どもが読書に親しむ活動を積極的に行うよう職員の理解を図ります。また、保護者への読書に関する情報の提供などによる啓発に努めます。

(4) 図書館、地域等における読書活動の推進

【現状と課題】

図書館は、市民が生涯にわたって学び考え、自立して生きる力を育む生涯学習の拠点であり、子どもにとっては多種多様な本と出合える場所です。

たくさんある中から好みに合った本を選んだり、読んだりすることは、知識や言葉による表現力を増やすだけでなく、豊かな感性や、想像力を養い、よりよく生きるための力となります。また、豊富な資料を利用し調べる力を身に付けることは、社会に溢れる情報を収集し活用することのできるリテラシー能力を涵養することにもなります。

しかし、平成26年10月に行ったアンケートでは、すべての年代で、家で読書をしている子どもの割合が減少し、児童書の貸出冊数も横ばい又は減少傾向が見られます。

一方、図書館や地域で行われているおはなし会などの行事は、図書館へ足を運んだり、おはなしに興味をもってもらったりと、面白い本に出会うきっかけになっています。

また、子どもや保護者からは、図書館からの情報提供を求める声もあり、ブックリストの作成や読書案内などによる情報提供も重要です。

【計画】

① 図書館における読書に親しむ機会の提供

職員や地域のボランティアによるおはなし会や、クラフト教室などの行事を開き、図書館に足を運んでもらうことにより、本と触れ合う機会の提供を行います。

また、子どもの年齢に合わせた本や興味関心のあるテーマについてブックリス

トを作成したり、児童書コーナーに特設したりすることによって、必要かつ十分な図書情報を提供します。

② 中学生・高校生に対する読書活動の推進

一般及び児童の資料とは別に、ヤングアダルト^{*3}資料のコーナーを作り、10代の子どものニーズに対応する幅広い資料をそろえます。また、読書量が減少しがちな中学生や高校生に対し、小学生までに培った読書習慣や本への興味をなくさないよう読書環境の充実を図ります。

③ 児童館や公民館における読書に親しむ機会の提供

児童館や公民館において、地域のボランティアによる、子どもの年齢に応じた読み聞かせなどを行ったり、読書に関する講座を行ったりすることにより、読書に親しむ機会の提供を行います。

2 読書環境の整備と充実

(1) 学校図書館の整備・充実

【現状と課題】

学校図書館は、児童生徒の「読書センター」及び「学習・情報センター」としての機能をもつ設備です。その整備のためには、学校図書館の業務について知識や経験をもつ担当者が必要です。

平成26年10月に行ったアンケートでは、「中高生の読書をしない理由」として、中学生・高校生ともに一番多い理由は「他にしたいことがあるから」（中学生9.5パーセント、高校生17.2パーセント）となっています。2位以下は、中学生では「時間がないから」7.4パーセント、「読書が好きではないから」6.5パーセント、「読みたいものがないから」6.1パーセント、高校生では「時間がないから」17.2パーセント、「読みたいものがないから」12.7パーセント、「読書が好きではないから」11.5パーセントとなっています。

学校図書館には、児童生徒にとって魅力的な本や役立つ本を備えるとともに、子どもたちの興味と意識を図書館や本へ向けられるような、人的体制及び物的体制の両面からの整備が求められます。

^{*3} ヤングアダルト

大人と子どもの間に位置する年齢（13～18歳頃）のこと

【計画】

① 読書環境の整備

子どもの読書意欲を引き出し、調べ学習など各教科における学習活動に役立つ図書資料の充実を図るため、「新学校図書館図書整備5か年計画^{*4}」（平成24～28年度）に基づき適切な廃棄と更新を行う中で、蔵書の計画的な整備に努めます。

② 人的環境の整備

学校図書館の運営が充実するよう、学校司書や学校図書館支援員の適切な配置に努めます。

また、校内の教職員の協力体制の確立、公務分掌上の配慮などの工夫をします。

③ 学校間の連携

各学校における研修や研究会などを通じて、子どもの読書活動に関する教職員間の連携を促します。

(2) 市立図書館の整備・充実

【現状と課題】

図書館では、子どもの読書環境を充実させ、読書活動をより活発にすることを心がけて運営してきましたが、ここ5年来、児童書の貸出し冊数は減少又は横ばいの状態です。この現状を打破するために、原因の究明に努めるとともに、さらに資料を充実させ、子どもたちや保護者から必要とされる場所となる必要があります。

また、十分な児童サービスを行うためには、専門性に加えて子どもの信頼を得るようなパーソナリティを備えた児童サービス専門の図書館員の存在が必要です。

【計画】

① 資料の充実

子どもの発達段階にあった児童図書を、子どものニーズに応じて提供できるように質量ともに十分な蔵書の構築を図ります。

② 図書館サービス網の充実

来館による図書館利用が難しい、移動性（モビリティ）の低い子どもに対して地域にサービスステーションを設置したり、資料や情報の提供を行うための整備を図ったりします。

^{*4} 新学校図書館図書整備5か年計画

国における小・中学校の学校図書館図書整備事業として、平成24年度から5か年計画で毎年200億円、総額約1,000億円の地方交付税措置するもの

③ 情報化の推進と情報発信の充実

情報化の進展に対応し、インターネットやデータベースによる情報検索を行える環境を整備し、携帯電話を含めた図書館ホームページの充実を図ることにより紙媒体での情報提供に合わせて、資料情報や子どもの読書に関する情報の提供を積極的に行います。

④ 特別な支援を必要とする子どもへのサービス

読書や図書館利用に障がいのある子どものための資料やサービスの充実を図ります。

⑤ 児童担当職員の配置と資質の向上

図書館に児童、ヤングアダルトサービス担当の職員を配置し、資質の向上のためさまざまな研修会等に積極的に参加させ、児童、ヤングアダルトサービスについて幅広く学び続ける図書館員を育てます。

3 関係機関・団体の連携と協力

【現状と課題】

子どもの読書活動をより効果的に推進するためには、関係機関・団体の連携が欠かせません。図書館は地域に住む全ての子どもたちに、等しく図書館サービスを提供できるよう努めることが必要であり、図書館に来ない、来ることのできない子どもたちのために、学校図書館への支援は重要です。また図書館は読書活動の推進拠点として、関係団体・機関と相互の情報交換を行い、連携と協力を図ることが必要です。

【計画】

(1) 学校図書館への支援・協力

① 資料提供

学校からの依頼に応じて、読書のための団体貸出しを行ったり、教科の学習を行う上で学校図書館の蔵書では不足する資料を提供したり、レファレンス（資料調査）サービスなどを行います。

また、資料の選択肢を増やし、本に興味をもってもらえるよう、図書館の新着本を紹介するポスターを各学校へ配布します。

② 図書館員による支援

学校からの依頼に応じて、図書館員が学校を訪問し、おはなし会やブックトーク*⁵などを行います。また、学校からの図書館訪問において、図書館利用について指導します。

③ 学校図書館運営への支援

学校図書館に携わる人を対象に、図書館業務に関する相談を受けたり、資料選択や環境作りについてのアドバイスや研修を行ったりします。

(2) 保育所・保育園、幼稚園、児童館への協力

① 団体貸出し

団体貸出しにより、施設での読書環境の充実を図ります。

② 図書館職員による協力

図書館員が施設を訪問し、読み聞かせなどを行います。

(3) 各種民間団体との連携

読書活動を行う団体が、相互の連携と協力を行えるよう情報交換の場を提供します。

*⁵ ブックトーク

一つのテーマに沿って何冊かの本を選び、楽しみながら興味を引き出すように本を紹介する

4 啓発・広報活動

市内の子どもや保護者等に、子どもの読書活動の重要性と読書の楽しさなどについて、理解を広めることが重要です。

(1) 啓発事業の開催

子どもの読書週間等の機会をとらえて読書啓発のためのイベントを開催したり、講演会や講座を開いたりするなど、子どもと本を結び付ける事業を行います。

また、読んだ本を記録できる「読書通帳」を児童生徒に配布し、子どもたちが読書への興味を保ち続けられる事業を行います。

(2) 広報活動の推進

市の広報誌などに、「子ども読書の日」（4月23日）や「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）の紹介を積極的に行います。

また、図書館だよりや広報さぬきで、毎月、新着本やおはなし会等の図書館イベントを周知したり、各小学校と中学校へ図書館の新着本を紹介するポスターを配布したりします。

第4章 読書活動推進計画の管理と今後の取り組み

1 読書活動推進体制の進行管理

「さぬき市子ども読書活動推進会議」を母体として、この読書活動推進計画の効果的な実施を図るために年次別計画と目標を定め、その達成状況を検証して適切な進行管理に努めます。

また、子どもの読書活動の実態を把握するため、必要に応じて調査を実施します。

2 財政上の措置

本計画に掲げた施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

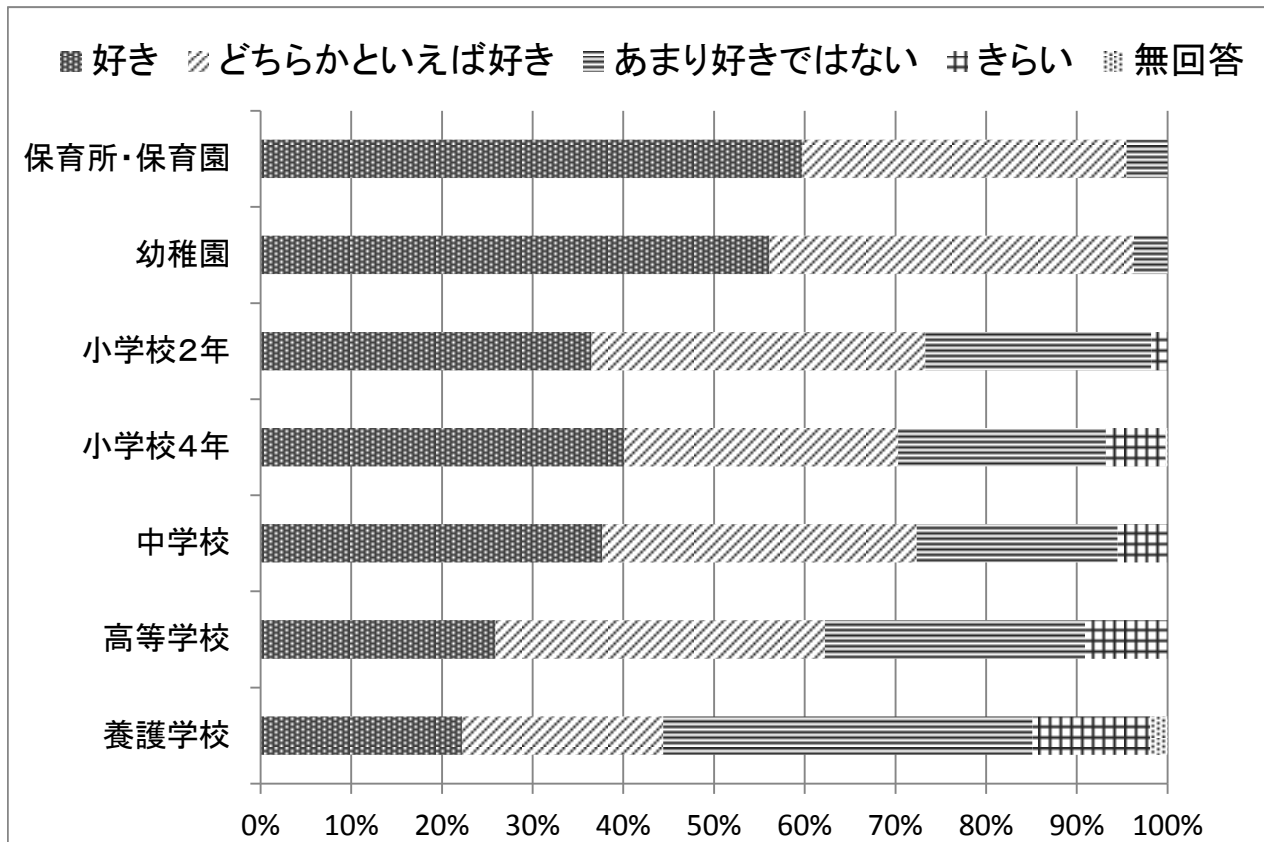
参 考 資 料

- 1 読書活動に関するアンケート調査の結果 抜粋
- 2 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 3 さぬき市子ども読書活動推進会議設置要綱
- 4 さぬき市子ども読書活動推進会議委員名簿

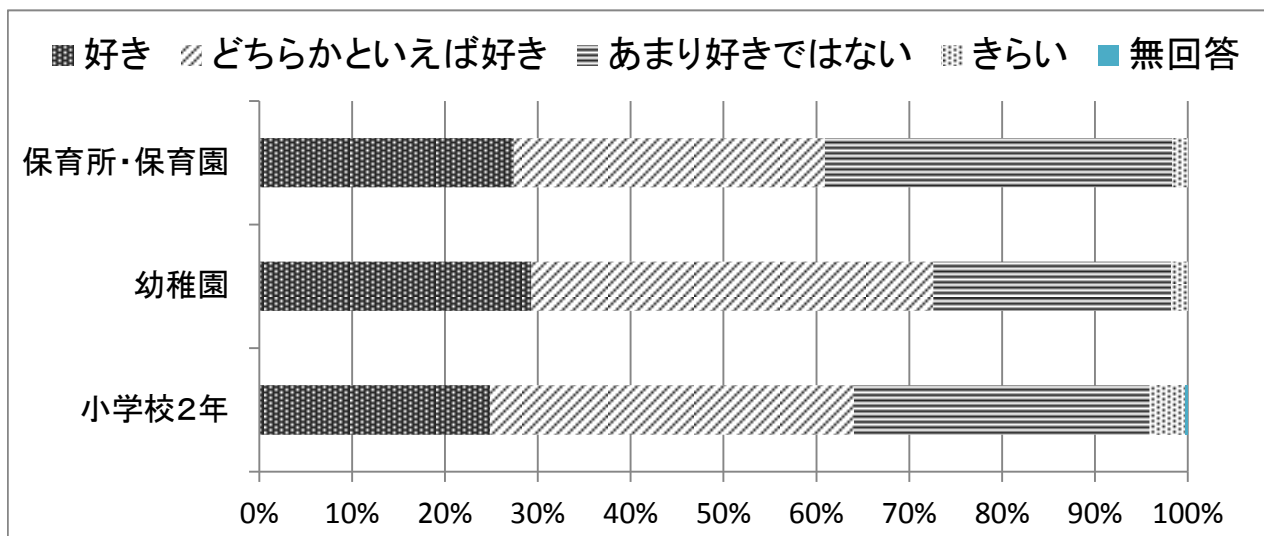
平成26年10月実施

さぬき市子ども読書活動推進計画の見直しに係るアンケート調査結果

質問 1-1 本を読むことが好きですか

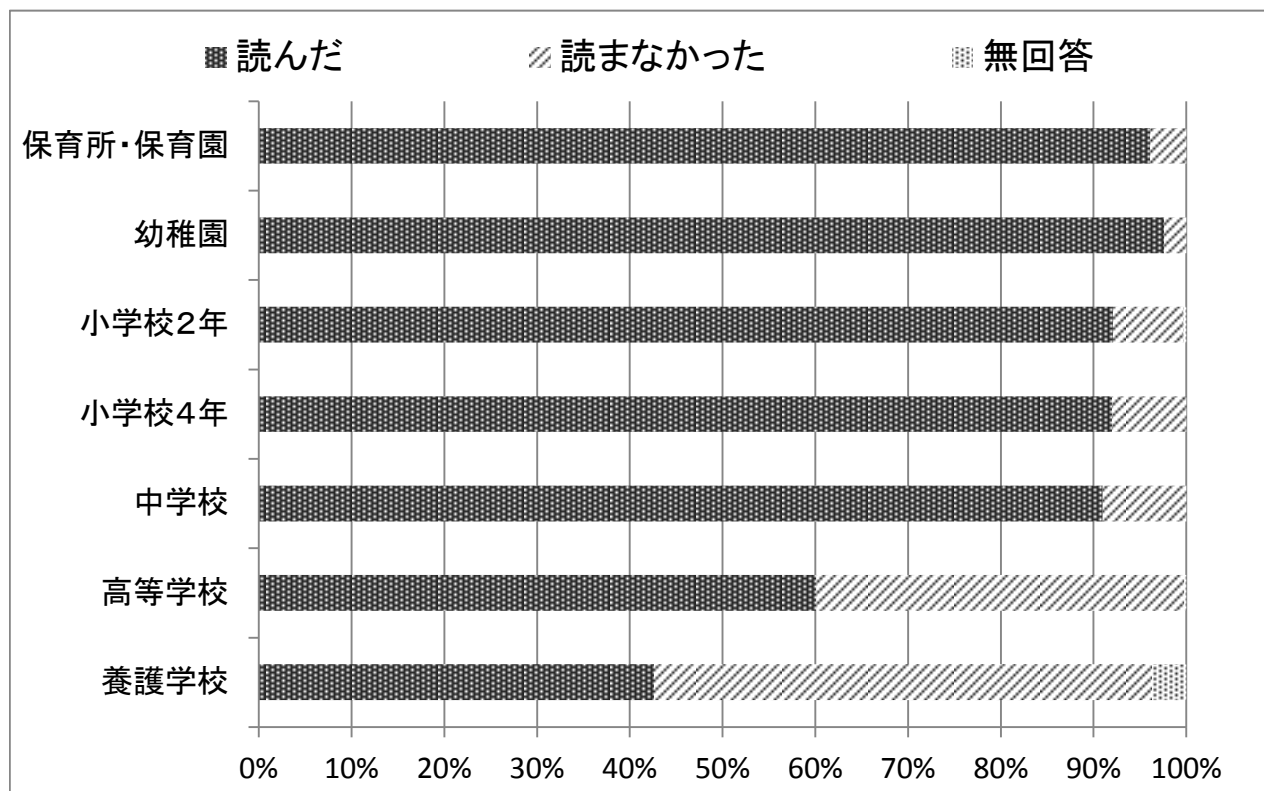


質問 1-2 保護者は本を読むことが好きですか



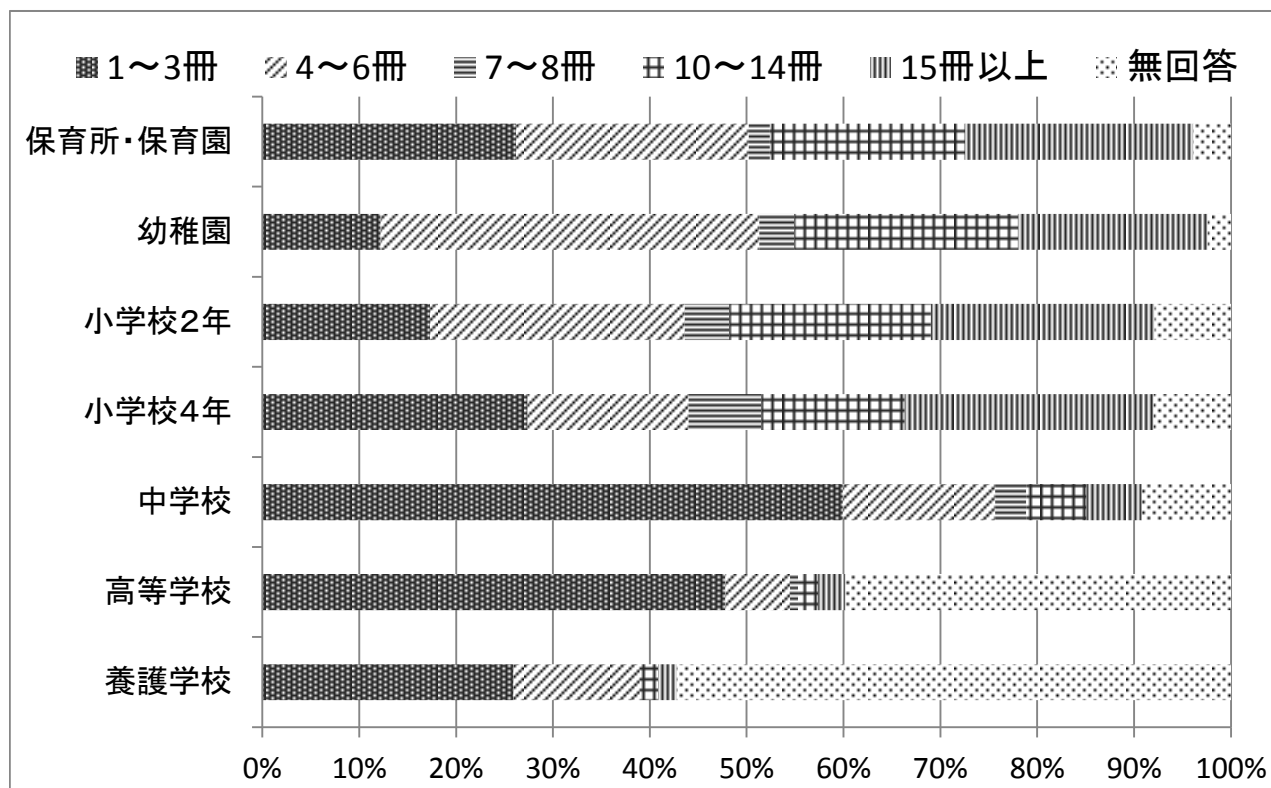
質問 2-1

1か月のうちに本を読みましたか



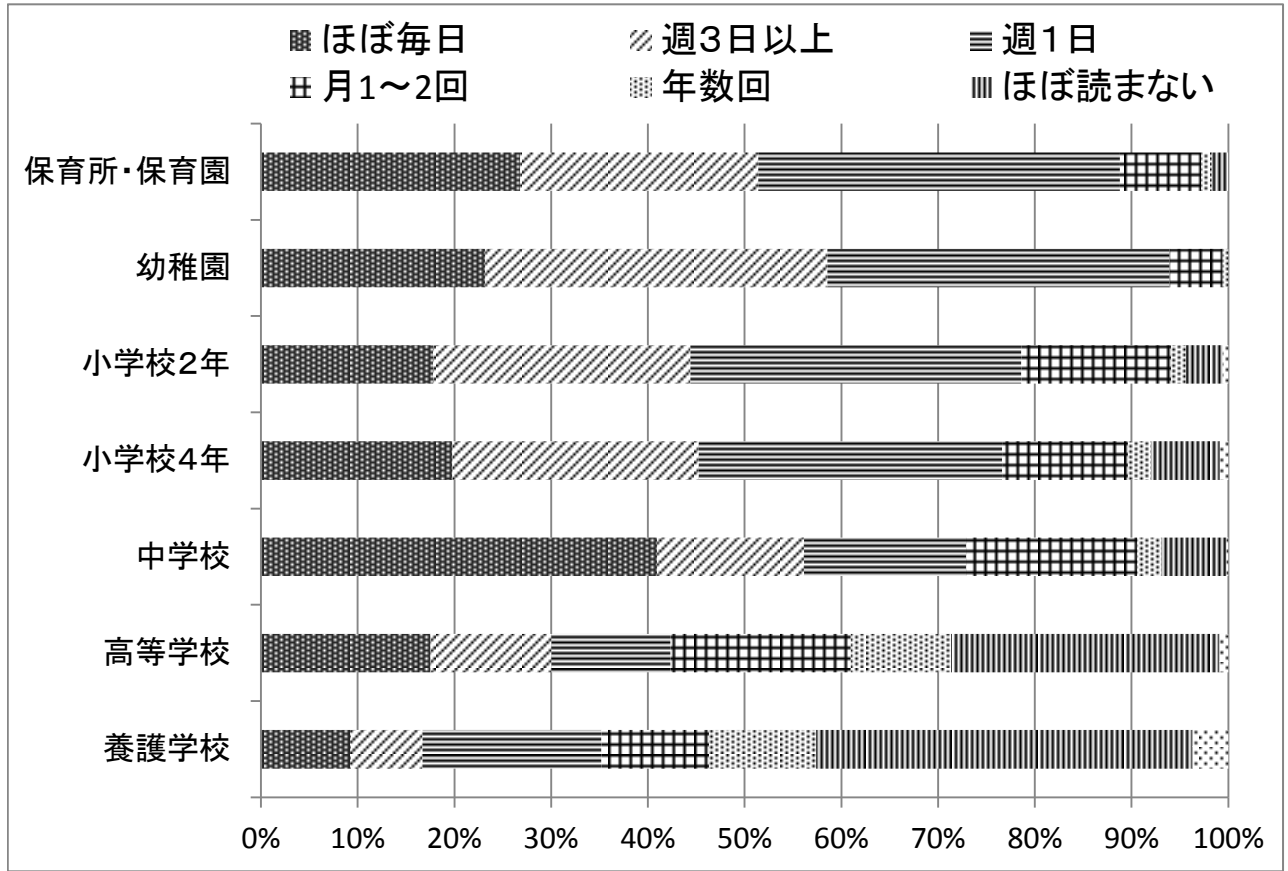
質問 2-2

1か月に本を何冊読みましたか



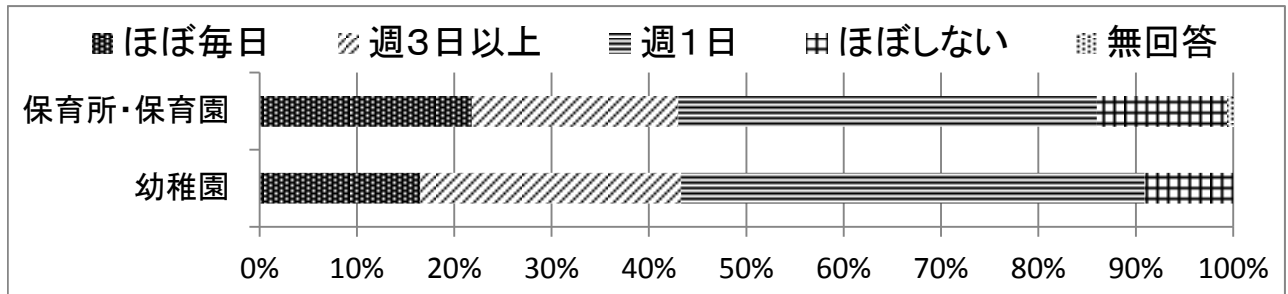
質問3

読書の頻度



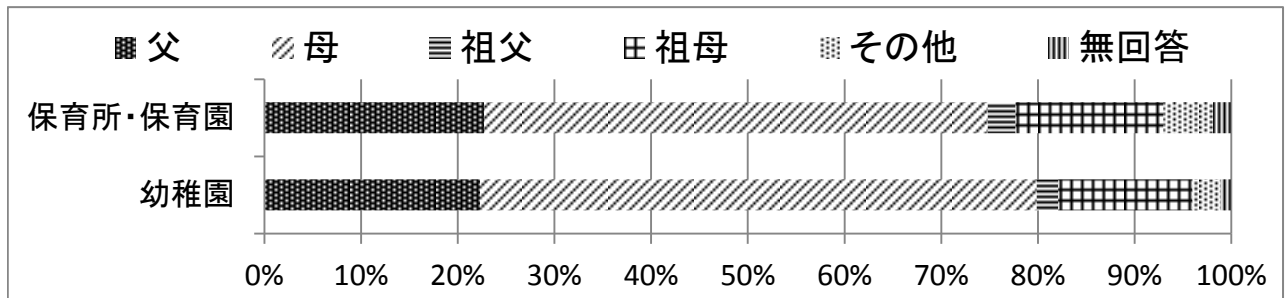
質問4-1

家庭で子どもに読み聞かせをしていますか



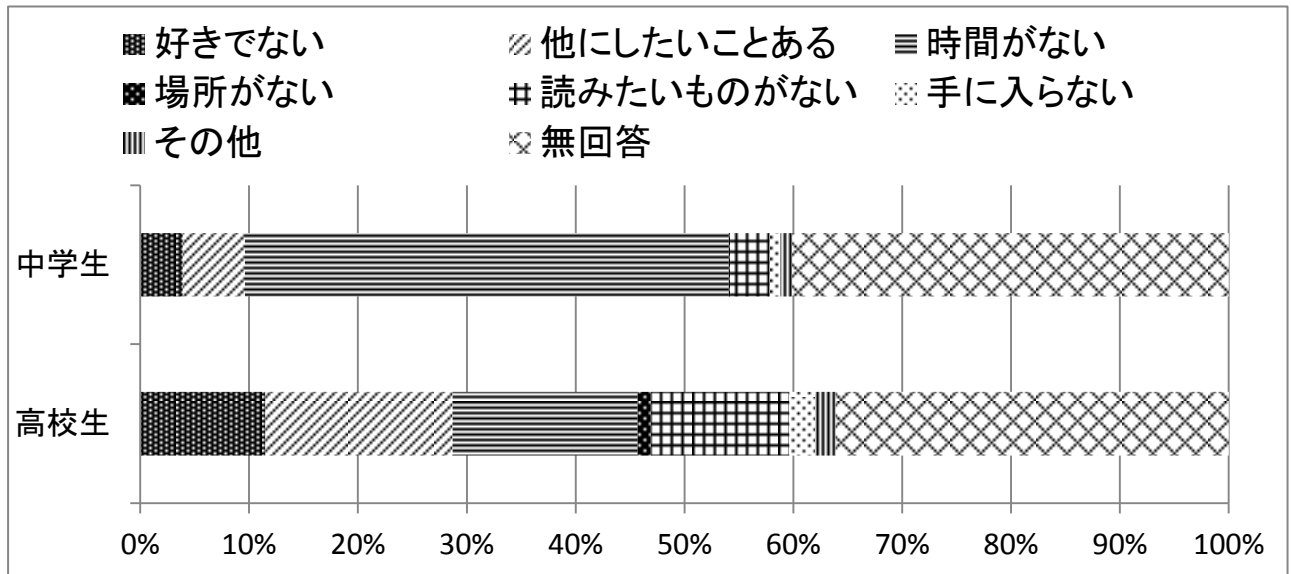
質問4-2

誰が読み聞かせをしていますか



質問5

中学生・高校生が読書をしていない理由

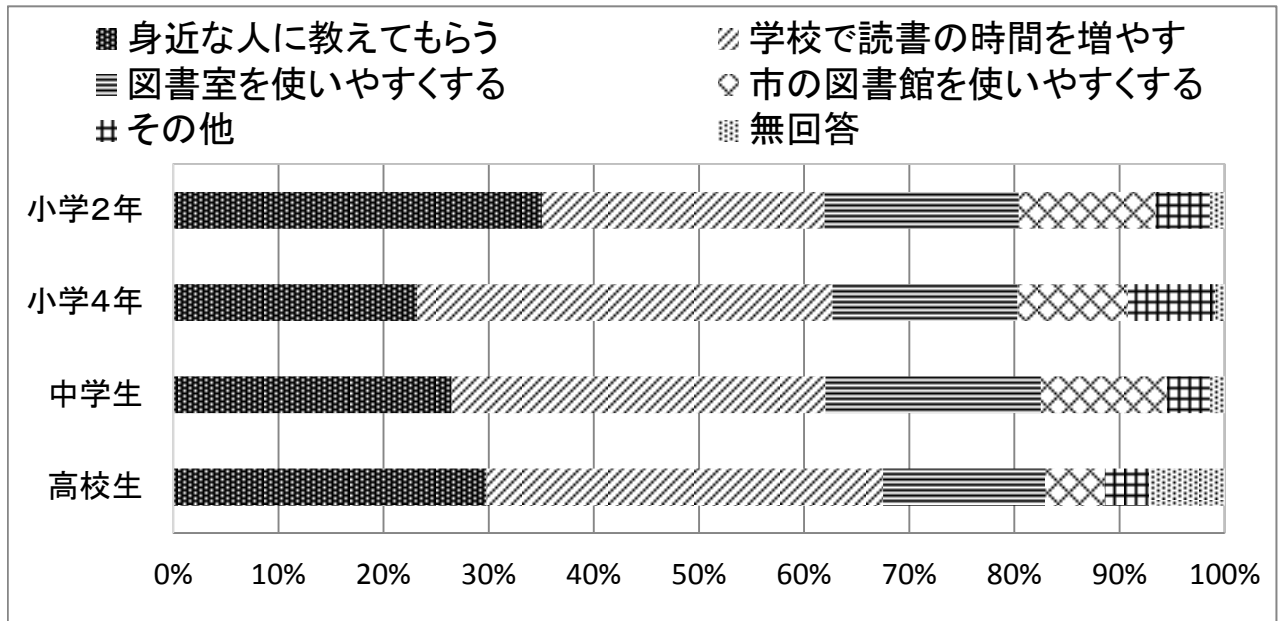


「その他」回答の自由記述（抜粋）

- ・眠たくなるから。
- ・マンガを読んでいる、アニメを見ている。
- ・もともと好きでない、面白くない、頭が痛くなる、字が並んでいるのが嫌い。
- ・読みだしたら止まらないから。
- ・最近気になる本のあらすじをネットで見てほしいストーリーが分かるから。
- ・学校のある日は疲れて宿題があるから無理である。

質問6-1

どうすればもっと読書をするようになると思いますか

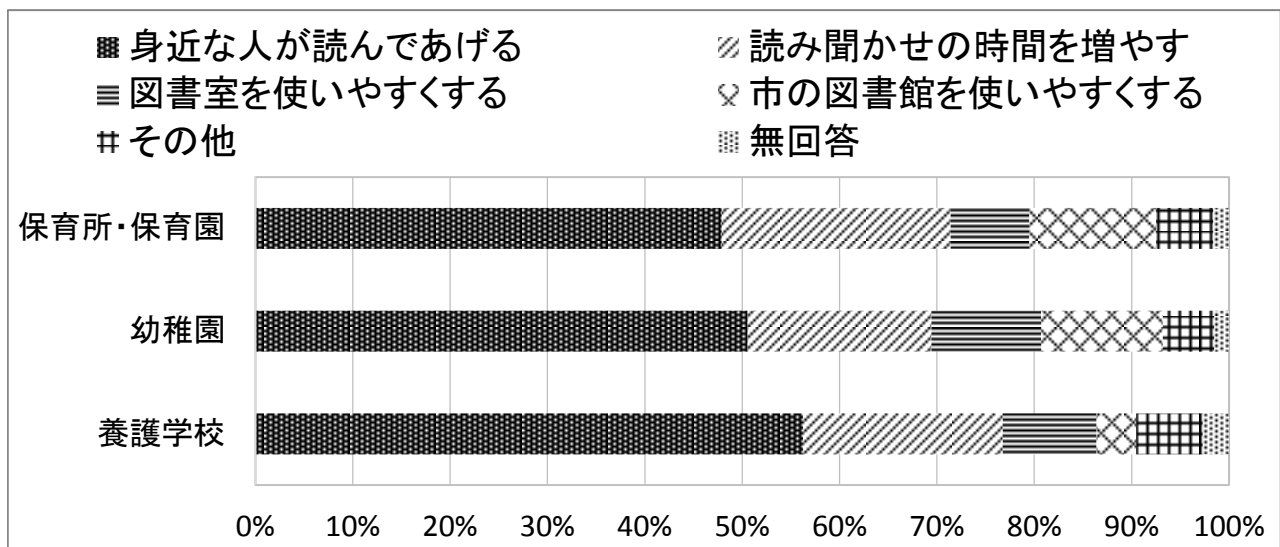


「その他」回答の自由記述（抜粋）

- ・教室内にも本を置いてほしい。
- ・先生が面白いという本をもってきてほしい。
- ・学校に漫画、怖い話、スポーツ、面白い小説等の新しい本を増やしてほしい。
- ・勉強しなくてよいと言われたら読む、読みたくても時間がない。

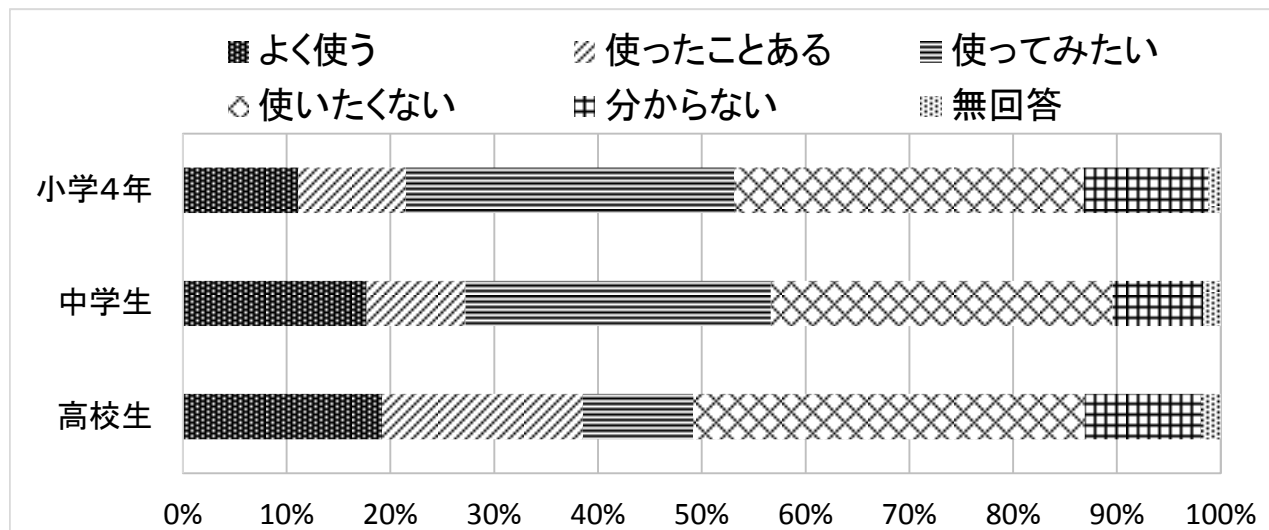
質問6-2

どうすればもっと読書をするようになると思いますか（保護者回答）



「その他」回答の自由記述（抜粋）

- ・保護者が本を読む姿を見せる。
- ・読み聞かせのプロが勧める本やランキング発表等で親に関心をもってもらう。
- ・テレビやゲームの時間を減らす。
- ・親が図書館へ定期的に連れていく。
- ・子どもが興味をもった本を褒める、否定しない。

質問7**ipadやスマートフォンで読書をしていますか****質問8****自由意見・読書について思うこと（抜粋）**

- ・プロの読み聞かせの方に絵本を読んでもらい親と子が一緒に参加できる場があると嬉しい。こんな場が休みごとに午前と午後あれば参加したい。
- ・月齢に応じたお勧めの本がすぐに分かる手段や情報がほしい。
- ・一週間に一度でもノーゲーム、ノーテレビデイを設けて落ち着いて本を読む時間を持つ。
- ・図書館や書店などに絵本はたくさんあるが、どの本のどういうところが良くて子どもの読み聞かせに適しているか分からない。
- ・昔に比べるとテレビやゲームの時間が増えているので、本を通して外遊びが増えればいいと思う。虫取りや川遊びなど子どもが外に出てやってみたいと思うきっかけになるような本の紹介、また保護者が子どもの目を外に向けてあげられるような声掛けの例なども添えられていると、子どもとのコミュニケーションもとれる。
- ・親子で読み、その感想を言い合えばいいのでないかと思う。
- ・漫画も良書と思うものは子どもにすすめている。
- ・ゲームが故障した2週間は本当によく本を読みましたが、ゲームがあるとさっぱり読まなかった。
- ・市の図書館は子どもだけで行くことができないので学校の図書室を土日、放課後に開放してもらえると助かる。
- ・図書館を小さな子どもが少々騒いでもよい環境にしてほしい。
- ・養護学校のほうにも読み聞かせの場を作る。

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日

法律 第154号

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのためのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計

画を策定したときは、これを公表しなければならない。

- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子ども健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

さぬき市子ども読書活動推進会議設置要綱

平成18年1月17日
教育委員会告示第1号

(設置)

第1条 さぬき市教育委員会は、「さぬき市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動の効果的な推進を図るため、さぬき市子ども読書活動推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進に関すること。
- (2) 読書活動推進のための施設、設備、その他諸条件の整備と充実に関すること。
- (3) 関係機関・団体等の連携・協力に関すること。
- (4) 啓発広報等の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員10人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) PTA関係者、ボランティア関係者、保育所関係者、学校関係者、公民館関係者及び母子愛育関係者
- (3) 読書活動の推進に協力的な者
- (4) その他教育長が適当と認める者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、さぬき市志度図書館において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年1月17日から施行する。

2 この要綱による最初の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、委嘱された日から当該委嘱された日の属する年度の次年度の末日までとする。

3 この要綱による最初の会議は、第5条の規定にかかわらず、教育長が招集する。

参考資料4

さぬき市子ども読書活動推進会議委員名簿

平成28年3月現在

No.	所 属	氏 名	役 職
1	保育所代表	永滝 郁代	さぬき市立津田中央保育所所長
2	児童館代表	林 早貴子	造田児童館児童厚生員
3	幼稚園代表	木村 マチ子 (会 長)	さぬき市立寒川幼稚園園長
4	小学校代表	田中 由賀里	さぬき市立長尾小学校教諭 (小学校学校図書館教育部会代表)
5	中学校代表	太巻 友里恵 (副会長)	さぬき市立さぬき南中学校教諭 (中学校学校図書館教育部会代表)
6	ボランティア団体代表	有岡 融代	さぬき市図書館友の会会長
7	ボランティア団体代表	井上 綾子	志度婦人会会長
8	P T A連絡協議会代表	山岡 浩司	さぬき市P T A連絡協議会会長
9	公民館代表	三宅 一吏	さぬき市長尾公民館館長

(順不同)